

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い(本人以外からの個人情報の収集)について(答申)

平成30年1月22日付け、29宇教支支第511号により諮問のありました「学校警察連絡制度における個人情報の取扱いについて」について、下記のとおり答申します。

## 記

諮問のあった本人以外からの個人情報の収集については、当該事業の実施にあたり、本人以外から、児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者の同意を得ることなく収集することに相当の理由があると認められるため、本人以外からの収集の例外類型事項整理番号17を下表のとおり修正することは妥当であると認められる。

ただし、学校と警察が緊密に連携して、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることに異論はないが、個人情報保護の原則への配慮やその例外を認める場合に必要とされる慎重さが不足することのないよう、留意することが必要である。この観点からすると、児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書(以下「協定書」という。)の記載では明確性・限定性に欠けるなどの問題がある。

それゆえ、個人情報保護審議会は、答申にあたり、実施機関に対して、意見として以下の事項を申し述べる。

(1) 協定書の締結により警察から収集する個人情報は、児童生徒の権利利益と密接に関わる。当該事業の実施にあたり、個人情報を本人以外から本人及びその保護者の同意を得ることなく収集することには相当の理由がある。しかし、協定書における警察から学校への連絡対象事案の記載は、明確性・限定性に欠ける。

そのため、実施機関と警察との間で、具体例を例示するなどしたガイドラインを新たに作成することにより、警察から学校への連絡対象事案を可能な限り明確にしていきたい。

また、京都府下全体においても、警察から学校への連絡対象事案を可能な限り明確にしたガイドラインとなるよう、警察に対し要請していきたい。

(2) 当該事業の実施における個人情報の利用及び管理については、協定書及びガイドラインに基づき適正に行われて然るべきであり、協定の目的が児童生徒の健全育成にあることを念頭に置いて、事案ごとに慎重かつ適切な取扱いを徹底していきたい。

特に、学校警察連絡制度に基づく情報によって、学校教育法第11条に定める懲

戒による不利益処分を行わないことはもちろんのこと、当該児童生徒の内申書に不利な記載をする等の不利益な取扱いも行わないことを徹底していただきたい。

- (3) 実施機関においては、緊密に連携していくことになる警察に対し、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則を踏まえ、協定書に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、要請していただきたい。

とりわけご留意いただきたいのは次の2点である。

①協定により取り扱う個人情報に、犯罪等により被害を受けた児童・生徒等に関するものが含まれる場合は、そのような被害に関する情報は本人の心情を傷付け、社会的差別の原因にもなり得ることから、犯罪等の被害に関して警察から学校に連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得ること

②上記①以外の場合において警察から学校に連絡をするときは、児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者に対して、警察から学校へ連絡する旨及びその理由を説明した上で実行すること

- (4) 実施機関から児童生徒本人及び保護者に対して、児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者の同意を得ることなく警察から学校に連絡を受けるという今回の制度変更の趣旨と内容について周知するようにしていただきたい。

- (5) 当該事業の運用状況について適切な時期に検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じていただきたい。また、運用状況、検証結果及び取られた措置について、当審議会に報告をされたい。

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認める理由
17	学校が、児童生徒の健全育成に関する指導・支援を行うにあたって、学校警察連絡制度に基づき、警察から必要な個人情報を収集すること。	学校が、児童生徒の健全育成を目的として指導・支援を行うには、警察から児童生徒の非行・不良行為等に関する情報を収集する必要があるため。 ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがない場合に限る。